

お薬手帳について

お薬手帳とは

【お薬手帳とは】

- 患者の服用歴を記載し、経時的に管理するもの。
- 患者自らの健康管理に役立つほか、医師・薬剤師が確認することで、相互作用防止や副作用回避に資する。

【法令上の定義等】

- 薬機法施行規則第15条の13第1項第3号
当該薬剤を使用しようとする者が患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳
- 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）（令和6年3月5日保医発0305第4号）

イ 手帳

- (イ) 「手帳」とは、経時的に薬剤の記録が記入でき、かつ次の①から④までに掲げる事項を記録する欄がある薬剤の記録用の手帳をいう。
- ① 患者の氏名、生年月日、連絡先等患者に関する記録
 - ② 患者のアレルギー歴、副作用歴等薬物療法の基礎となる記録
 - ③ 患者の主な既往歴等疾患に関する記録
 - ④ 患者が日常的に利用する保険薬局の名称、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等

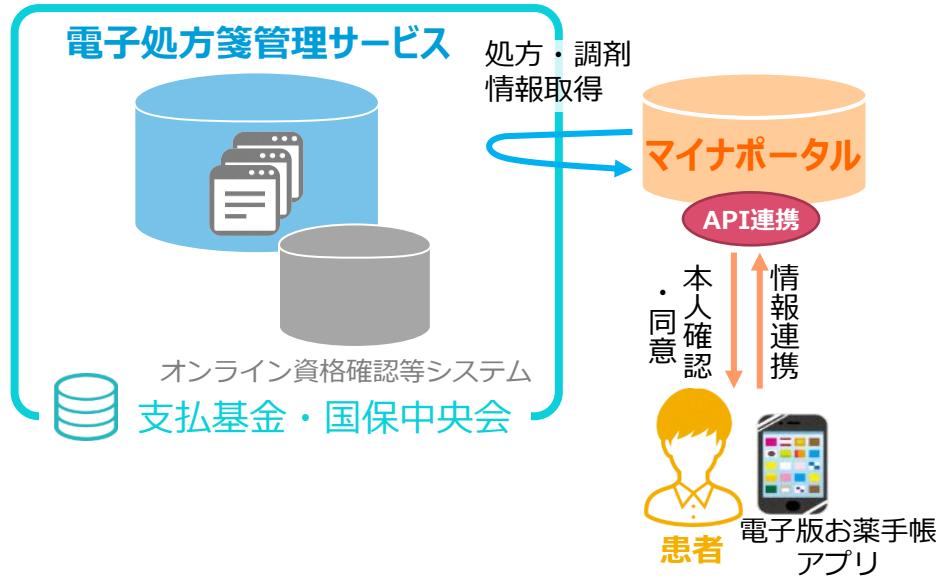


わたしの情報	
氏名	男・女
生年月日	
連絡先 住所	
電話番号	
血液型 (A・AB・B・O型)	
かかりつけの医療機関や薬局	
副作用歴・アレルギー歴 (有・無)	
お薬の名前や症状など	
メモ (医師・歯科医師・薬剤師に聞きたいことなど)	

電子処方箋・マイナポータルと電子版お薬手帳等のアプリの連携について

- 電子処方箋に対応した医療機関から発行された処方箋の情報（処方情報）や薬局で調剤された薬剤の情報（調剤情報）を患者自身がマイナポータルから閲覧することができる。
- また、対応しているアプリであれば、データをダウンロードして電子版お薬手帳で参照することも可能。
(注：対応とはマイナポータルとアプリとのAPI連携をいう。)
- 電子処方箋の情報以外も、マイナポータルとの連携でアプリで閲覧可能。アプリ事業者様に対しては、積極的なシステム開発依頼。令和5年3月31日に発出した「電子版お薬手帳ガイドライン」でもお示ししているところ。

(参考) マイナポータルを介した処方・調剤情報と電子版お薬手帳の連携



電子版お薬手帳留意事項（旧）

電子版お薬手帳ガイドライン

<内容（抜粋）>

- マイナポータルとのAPI連携
- 要指導医薬品・一般用医薬品の情報利活用
- 電子処方箋との連携が可能な機能（引換番号事前送付等）
- 情報セキュリティ

※ データヘルス改革やPHRの推進など、電子版お薬手帳を取り巻く環境の変化を踏まえ、電子版お薬手帳の運営事業者等において対応が必要と求められる事項をまとめたもの。

※ 現行の留意事項をガイドラインとしてアップデートしたもの。

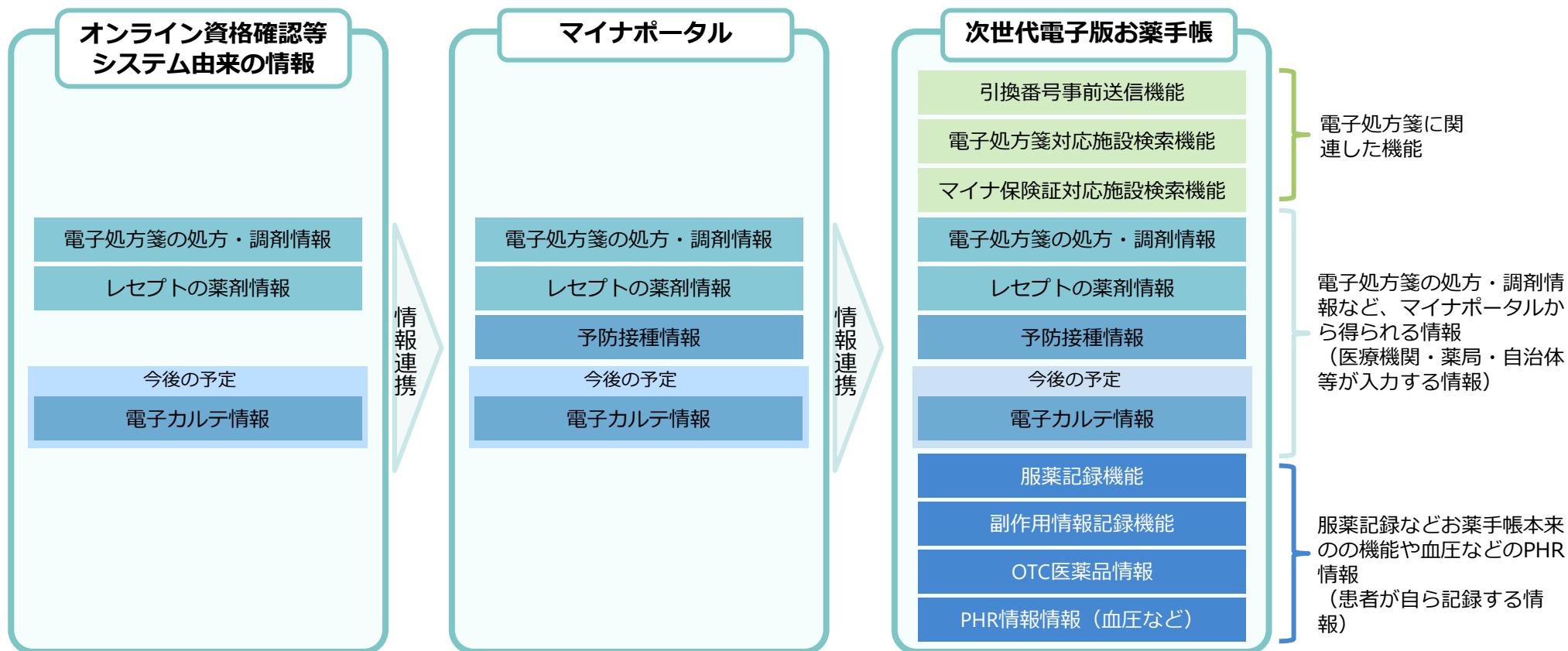
ガイドラインに沿った電子版お薬手帳サービスは厚生労働省HPで公開している。

ガイドラインに沿った
電子版お薬手帳サービスリスト



電子処方箋・マイナポータルと電子版お薬手帳等のアプリの連携について

- マイナポータルからもレセプトの薬剤情報や電子処方箋の処方・調剤情報を閲覧できますが、電子版お薬手帳を利用することでOTC医薬品の情報等も含めた一元的な情報管理が可能となります。
- 電子処方箋関係だけでも、マイナポータルAPI連携だけでなく、引換番号の送信や、電子処方箋対応施設の検索機能などが登場してきています。その他健康情報の蓄積・管理ができる各種機能の活用等を通じて、より一層の健康増進に貢献するツールとして発展することが望まれます。



※上記は一例であり、記載されていないが実装されている機能、今後実装される予定の機能があります。

「電子版お薬手帳ガイドライン」について

- データヘルス改革を見据えた次世代型お薬手帳活用推進事業において、従来の薬剤情報の管理に留まらず、医薬品情報の表示機能・検索機能、服用する薬剤等の安全性情報の提供・アラート機能、マイナポータルを通した薬剤情報の閲覧、マイナポータルで得られる情報のAPI連携等の機能の活用が期待されていることを踏まえ、電子版お薬手帳の開発・運営、活用において参考としていただくよう、留意事項通知を改め「電子版お薬手帳ガイドライン」を発出。

○ マイナポータルとのAPI連携

マイナポータルでは医療保険の薬剤情報や電子処方箋の処方・調剤情報を確認することが可能であるが、これらの情報は、提供施設が提供する情報を補完しうる。API連携により、マイナポータルから提供される薬剤情報等を電子版お薬手帳に取り込むことができる機能を実装する。

JANコード読み取りによる OTC医薬品の登録機能

服用する医薬品の一元管理という点からは、処方・調剤された医療用医薬品のみならず、要指導医薬品や一般用医薬品（一般用医薬品等）も含めたすべての医薬品の登録が必要である。一般用医薬品等については、利用者が自ら手帳に登録することになるため、簡便に登録できるような仕組みとして、JANコードの読み取り機能を活用する。

○ 電子処方箋との連携が可能な機能

電子処方箋の引換番号を画像やテキストデータ等の手法により、利用者が薬局へ送信する機能を実装することが望ましい。

厚生労働省から提供されるデータを基に、電子処方箋に対応している薬局・医療機関を表示・検索する機能を実装することが望ましい。

○ 医療機関・薬局で 簡便にデータ閲覧が可能な機能

電子版お薬手帳サービスを利用していない薬局・医療機関においても、利用者の電子版お薬手帳に登録された情報（調剤情報等）が簡便に閲覧できるようにすることが望ましい。

「電子版お薬手帳ガイドライン」について

- 現状では紙のお薬手帳の利用者が多いため、今後は、すべての薬局、診療所、病院で電子版お薬手帳サービスの活用を推進することが望まれる。各提供薬局・診療所・病院（提供施設）において、電子版お薬手帳の意義・役割や活用方法を広く周知するとともに、利用を推奨することが求められる。

提供施設が留意すべき事項	概要
情報セキュリティの確保	電子版お薬手帳に蓄積される情報には薬剤情報などの要配慮個人情報が含まれる。電子版お薬手帳の情報を取り扱う際は、個人情報保護法をはじめ、関連する法令・ガイドラインを遵守する。
薬剤師等による利用者への説明	電子版お薬手帳の利用に当たっては、薬剤師等が利用者に対して電子版お薬手帳の意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行い、理解を得た上で提供する。
電子版お薬手帳サービスの集約	提供施設においては利用者が一つの電子版お薬手帳サービスを利用するよう促す。
データの提供方法	提供施設は、利用者の求めに応じて少なくともQRコードにて情報を出力する。また、レセプトコンピュータ事業者と連携するなどして、様々な運営事業者の電子版お薬手帳サービスがQRコードを正しく読み取ることが可能とする。



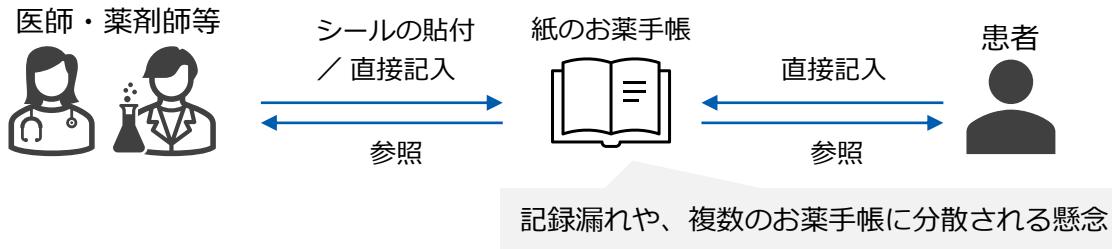
電子版を含むお薬手帳はすべての薬局・診療所・病院で活用されることが望まれるが、電子版お薬手帳サービスを利用していない施設においては、以下に留意すること。

医薬連携を推進するため、利用者が服用する医薬品等の情報について本ガイドラインに記載の電子版お薬手帳サービスの項目（調剤年月日、薬品情報、用法情報、連絡・注意事項、その他必要な項目）をJAHIS形式で出力可能なレセプトコンピュータを活用する等して、利用者に提供するよう努める。

オンライン資格確認等システム利活用時代における電子版お薬手帳の役割

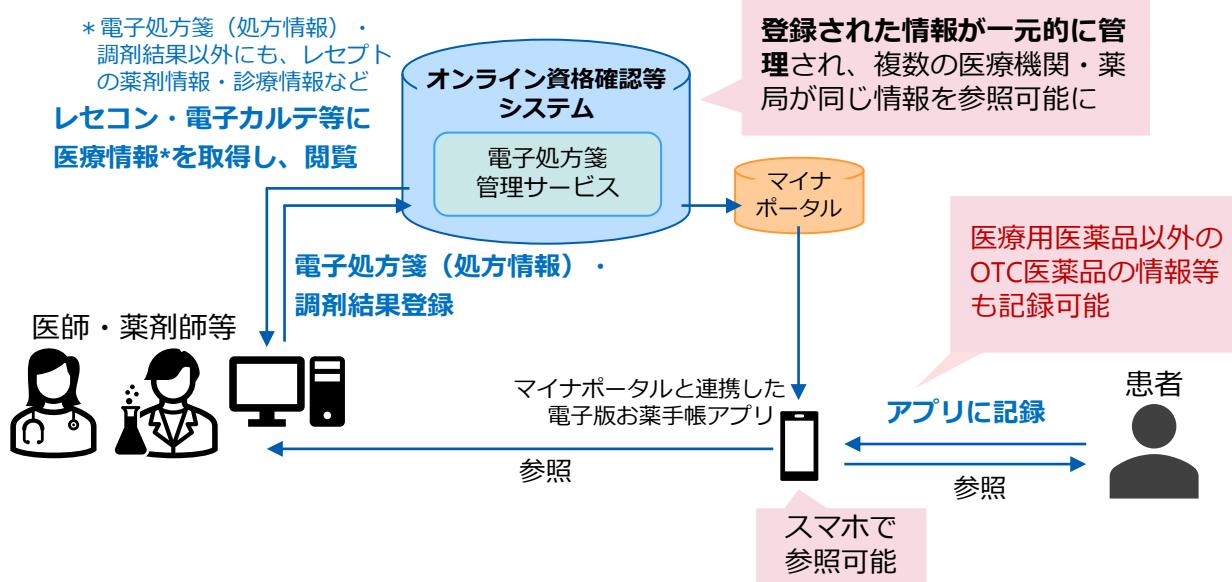
- オンライン資格確認等システムにより、医療機関・薬局のレセコン等に医療用医薬品の情報をデータで取り込むことが可能になります。また、電子処方箋の普及により、リアルタイムの薬剤情報が活用できるようになります。
- また、オンライン資格確認等システムから取得できる情報は、マイナポータルやマイナポータルと連携した電子版お薬手帳アプリで参照することができます。電子版お薬手帳を活用することで、オンライン資格確認等システムから取得できる情報と、患者自身が自ら入力する情報を組み合わせて管理することが可能です。

オンライン
資格確認等
システムが
利活用され
る前の姿
(紙のお薬手
帳ベース)



- ・ 患者がお薬手帳を持参していない場合は、記入漏れや患者のシールの貼付忘れにより、薬剤情報が記録されない懸念が生じる。また、複数のお薬手帳に分散して記録されてしまうこともあるため、その場合は網羅的に薬剤情報を閲覧できない。

オンライン
資格確認等
システム等
の利活用に
より可能に
なること
(電子版お薬
手帳を合わせ
て活用)



- ・ 医師・薬剤師等が登録した情報がオンライン資格確認等システムで一元的に管理され、他の医師・薬剤師等も閲覧できるようになる。また、患者自身もスマホからマイナポータルや電子版お薬手帳等で当該情報にアクセスできるようになる。
- ・ 医療用医薬品をお薬手帳に記録する事務負担が軽減されることを踏まえれば、**相対的に医療用医薬品以外の情報の管理も行いやすくなる。**

- ・ 購入したOTC医薬品の情報
- ・ 副作用（頭痛、眠気等）
- ・ PHR情報（血圧、血糖値等）等